

「食のみやこ鳥取県」バージョンアップ事業費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、「食のみやこ鳥取県」バージョンアップ事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、副業兼業プロジェクトの枠組み等による県内外の専門人材を活用して、鳥取県の食材や食文化、料理等の普及活動、地域資源を活用した名物料理づくりや特産品の開発、ブランド化推進等「食のみやこ鳥取県」のバージョンアップを支援することで、国内外から県内への誘客促進に資することを目的とする。

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（本補助金以外の補助金等の補助対象となる事業を除く。以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）から、当該補助事業内収入（本補助金を除く。）の額を控除した額に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額とする。ただし、同表の第5欄に定める額を限度とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

4 本補助金の主となる申請者は、鳥取県内に事業所等を有する者とする。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む交付対象経費の額に交付率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から起算して30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本交付金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額を伴う変更

(2) 交付目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定日の属する年度の2月28日

- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受ける者（以下「交付事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（雑則）

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月18日から施行する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助限度額
副業兼業プロジェクトの枠組み等による県内外の専門人材を活用して、国内外から県内への誘客促進を目的とした、鳥取県の食材や食文化、料理等の普及活動、地域資源を活用した名物料理づくりや特産品の開発、ブランド化推進等「食のみやこ鳥取県」をバージョンアップする取組	鳥取県の食材や食文化、料理等の普及活動、地域資源を活用した名物料理づくりや特産品開発、ブランド化推進に取り組む県内の民間団体、任意グループ、飲食関係事業者等 (ただし、食のみやこ鳥取県づくり支援交付金・食のみやこ鳥取ブランド団体支援交付金・鳥取県林業団体等支援交付金の対象団体を除く。) ※構成員に県外事業者等を含む場合、構成員の1/2未満とし、主となる事業者は県内に事業所等を有する者とする。	専門人材への謝金（1人あたり20万円以内、3人まで）、旅費、新たな店づくりに係る経費（プロデュースに基づく備品購入費（ただし、50万円未満のもの）等）、事業実施に必要な調査費、食材等の購入費、イベント開催に係る経費、情報発信経費等 ただし、事業実施主体の運営に係る経常的な経費、人件費、食糧費（事業実施に必要不可欠なものは除く）、県が主催するイベントへの出展に係る経費、及び国の補助金または県の他の補助金等の対象経費としていない。	3/4	1事業者 当たり 3,000千円

様式第1号（第4条関係、第7条関係）

年度「食のみやこ鳥取県」バージョンアップ事業費補助金計画書

申請者名			
住所・所在地	〒		
団体名 店舗名		担当者名	
連絡先	電話：	ファクシミリ：	
	E-mail：		

区 分	内 容
1. 申請区分	<input type="checkbox"/> グループ <input type="checkbox"/> 個店
2. 事業の名称	
3. 事業の背景・目的	
4. 実施体制	
5. 活用する専門人材	(①氏名、②鳥取県ビジネス人材副業・兼業人材の場合はその所属)
6. 事業内容	(イベント等開催の場合、①実施予定日、②対象者、参加予定人数、③開催場所、④実施内容などを記載)
7. 他の補助金の有無	<p>(該当する区分にチェックしてください)</p> <p style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無</p> <p>※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。</p> <p>活用する補助金名 _____</p> <p>補助金所管部署・団体等 _____</p> <p>連絡先 _____</p> <p>※他に国、県補助金の交付を受けている場合、この補助金の交付を受けることはできません。（補助金交付後に発覚した場合、補助金を返還していただきます）</p>
8. 事業完了予定日	年 月 日
9. 消費税等の納税区分（申請時点）	以下のいずれかに○をしてください 一般課税事業者 <input type="checkbox"/> 簡易課税事業者 <input type="checkbox"/> 免税事業者 <input type="checkbox"/>

(注 1) 事業実施主体の組織構成が明らかになる書類(別紙1)、申請者(団体)活動状況調(別紙2)、専門人材活動状況調(別紙3)を添付すること。

(注 2) 別紙4を参考に、申請補助事業の事業計画が詳細に記載されたものを添付すること。

交付申請にあたり、申請者及び構成員が以下の事項について相違ないことを誓約します。

- 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)及び暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと。
- 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

※誓約する場合は、上記の各項目にチェックをつけること。

様式第2号（第4条関係、第7条関係）

年度「食のみやこ鳥取県」バージョンアップ事業費補助金事業収支予算（実績報告）書

収入の部

（単位：円）

区 分	予算額	積算内訳
県 補 助 金		
自 己 資 金		
事 業 内 収 入		
そ の 他 の 収 入		
合 計		

※「事業内収入」欄には、イベント等実施による参加料・売上収入等を記載してください。

※「その他収入」欄には、市町村等補助金、協賛金等を記載してください。

支出の部

（単位：円）

区 分	予算額	積算内訳
合 計		

※備品購入費については、用途を明記すること

(別紙2)

「食のみやこ鳥取県」バージョンアップ事業費補助金 申請者（団体）活動状況

(ふりがな) 申請者(団体)名		代表者 職・氏名	
所在地	〒 電話番号： 電子メール：		
申請者(団体) の概要	1 任意団体 (常設組織・臨時組織) 2 法人 3 その他()	設立年月日 (活動開始年 月)	年 月 日 (年 月)
主な活動実績 (過去2年間)			
過去2年間の 助成実績 (県・国事業等)	事業名		補助金額

(注) 規約、役員名簿を作成している団体は添付すること。

(別紙4)

(例) ○○○○プロジェクト 事業計画(実績報告)書

事業名【○○客をターゲットとした○○○○を活用したメニューの開発、飲食店展開】

(1) 事業内容の概要

①事業内容の概要

②現在の状況、事業開始の背景

(2) 事業の具体内容

①実施事業の詳細

②ターゲットとその選定理由

③導入設備、備品の必要理由

④事業実施による誘客効果、地域への波及効果

⑤事業実施スケジュール

(3) 専門人材の活用方法

①専門人材の選定理由

②専門人材の活用方法

(4) 事業終了後の展開

(注) 別紙4の形式以外の計画書でも問題ありません。

図、写真等を利用し、事業の詳細がわかる書類を提出して下さい。

様

鳥取県知事 平井 伸治

年度「食のみやこ鳥取県」バージョンアップ事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった「食のみやこ鳥取県」バージョンアップ事業費補助金（以下「本交付金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

- 1 交付事業
本補助金の補助事業の内容は、・・・・・・・・・・とする。
- 2 交付決定額等
本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算定基準額	金	円
(2) 交付決定額	金	円
- 3 経費の配分
本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、・・・・・・・・・・とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。
- 4 交付額の確定
本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、「食のみやこ鳥取県」バージョンアップ事業費補助金交付要綱（平成22年3月31日付第200900182298号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。
- 5 補助規程の遵守
本補助金の收受及び使用、交付事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

鳥取県知事

様

所在地
名称
代表者名

年度仕入控除税額確定報告書

「食のみやこ鳥取県」バージョンアップ事業費補助金交付要綱第7条第4項の規定に基づき、
下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|-------------------------------------|---|---|
| 1 | 補助金の確定額及び交付対象経費の額 | | |
| | (1) 補助金の確定額 | 金 | 円 |
| | (2) 補助対象経費の額 | 金 | 円 |
| 2 | 実績報告控除税額 | | |
| | (交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、交付決定控除税額) | | |
| | | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入控除税額 | | |
| | | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額 (3-2) | | |
| | | 金 | 円 |

(注) 別紙として積算の内訳を添付すること。